



資料 2 - 1

第 2 0 2 5 0 0 0 3 1 4 2 7 号

令和 7 年 5 月 2 6 日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 氏 良介

(公印省略)

特定水産資源まさば及びごまさば対馬暖流系群の令和 7 管理  
年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について  
(諮問)

このことについて、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 6 条第 1 項の  
規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項の  
規定により諮問します。

(担当 漁業調整課資源管理担当 田中：電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 3 0 3)

【別紙】

まさば及びごまさばに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分         | 知事管理漁獲可能量 |
|----------------|-----------|
| 鳥取県まさば及びごまさば漁業 | 現行水準      |

## 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば」の知事管理区分に配分する漁獲可能量について（概要）

令和 7 年 6 月 4 日  
鳥取県漁業調整課

### 1. まさば及びごまさばの漁獲可能量の設定

- 農林水産大臣から資料 2-3 のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源まさば及びごまさば対馬暖流系群（以下「まさば及びごまさば」と言う。）について、令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された。
- 都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。
- 鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」（※）となっている。鳥取県資源管理方針（以下、「県方針」という。）による、まさば及びごまさばの鳥取県知事管理区分は「鳥取県まさば及びごまさば漁業」のみであり、県方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する」こととなっていることから、まさば及びごまさば漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めようとするもの。

（※）全体の漁獲量のうち、おおむね 80% の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

### 2. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 2-3）

令和 7 年鳥取県割当数量（知事管理分）：現行水準（目安数量 50t 未満）

<参考：まさば及びごまさば漁獲量> （単位：kg）

| 年       | 平成<br>28 | 平成<br>29 | 平成<br>30 | 令和 1  | 令和 2  | 令和 3   | 令和 4   | 令和 5   | 令和 6   |
|---------|----------|----------|----------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| TAC 報告量 | 5,769    | 6,994    | 2,594    | 4,750 | 4,355 | 17,170 | 10,706 | 30,361 | 60,497 |

<参考：令和 7 管理年度まさば及びごまさば TAC 配分>

知事管理分 （単位：t）

| 都道府県名  | 石川県   | 島根県    | 山口県   | 長崎県    | 鹿児島県  |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| TAC 配分 | 7,800 | 20,500 | 2,600 | 36,900 | 9,700 |

秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準。

### 3. 今後の想定スケジュール

- 6月4日 漁獲可能量の設定に関する海区委員会諮問・答申
- 6月上旬 漁獲可能量の設定（局長決裁）の申請
- 6月中旬 国承認（申請後1週間程度必要）
- 6月下旬 漁獲可能量の公表（漁業調整課ホームページ、告示）

#### 【根拠法令】

##### <漁業法(昭和24年法律第267号)>

##### (知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

7 水管第 371 号  
令和 7 年 5 月 12 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

## 記

(表) 令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

| 特定水産資源          | 都道府県別漁獲可能量 (トン) | 基本シェア (%) | 現行水準の場合の目安数量 (トン) |
|-----------------|-----------------|-----------|-------------------|
| まさば及びごまさば太平洋系群  |                 |           |                   |
| まさば及びごまさば対馬暖流系群 | 現行水準            | 0.01%     | 50 トン未満           |
| ずわいがに太平洋北部系群    |                 |           |                   |
| ずわいがに日本海系群 A 海域 |                 |           |                   |
| ずわいがに日本海系群 B 海域 |                 |           |                   |
| ずわいがに北海道西部系群    |                 |           |                   |

|                   |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| ずわいがにオホー<br>ツク海南部 |  |  |  |
| まだら本州太平洋<br>北部系群  |  |  |  |
| まだら本州日本海<br>北部系群  |  |  |  |
| まだら北海道太平<br>洋     |  |  |  |
| まだら北海道<br>日本海     |  |  |  |